

「ケアハウス吹揚」重要事項説明書

当施設は老人福祉法における軽費老人ホーム（ケアハウス）として認可を受けています。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用料金等、契約上ご注意ください。次のとおりご説明致します。

◇◇ 目 次 ◇◇

1.	施設経営法人	1 頁
2.	ご利用施設	1 頁
3.	施設の目的及び運営方針	1 頁
4.	居室の概要	2 頁
5.	職員の配置状況	2 頁
6.	当施設が提供するサービスと利用料金	3,4 頁
7.	入居者が守るべき事項	4 頁
8.	施設を退所していただく場合	4 頁
9.	入院期間中の対応	4 頁
10.	協力医療機関	4,5 頁
11.	衛生管理等	5 頁
12.	苦情の受付について	5 頁
13.	事故発生時の対応	5 頁
14.	非常災害対策	6 頁
15.	施設内の禁止行為	6 頁
16.	第三者による評価の実施状況等	6 頁
17.	身元引受人・連帯保証人	6 頁

社会福祉法人 悠々会

ケアハウス吹揚

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 悠々会
- (2) 法人所在地 今治市黄金町3丁目2番地6
- (3) 電話番号 0898-25-7575
- (4) 代表者氏名 理事長 吉野 俊昭
- (5) 設立年月 平成8年1月16日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (2) 施設の名称 ケアハウス吹揚
- (3) 施設所在地 今治市黄金町3丁目2番地6
- (4) 電話番号 0898-25-7575
FAX 番号 0898-25-7580
- (5) 施設長氏名 真木 秀和
- (6) 開設年月 平成9年4月1日
- (7) 入所定員 30名

3. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

この施設は、老人福祉法の理念に基づき、家庭環境や住宅事情、身体機能の低下や高齢者のため居宅での生活が不安な60歳以上の方々に、入所者の自立を尊重した明るく健康的な生活の場を提供することを目的としています。

(2) 運営方針

施設の管理運営については、ケアハウスが生活の場であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい生活空間を提供し、入所者の自主性の尊重を基本として、入所者が安心して明るく心豊かな生活ができるよう、必要なサービスを提供すると共に、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活ができるように万全を期することを基本方針とする。

4. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。居室は全て個室となっております。

(1) 居室

個室	室数	床面積	備考
1人部屋	18室	24.68～28.08㎡	
1人部屋	8室	28.08㎡	専用浴室付
2人部屋	2室	38.48㎡	専用浴室付
計	28室		

居室の設備

冷暖房完備、流し台、電磁調理器、洗面台、固定電話線、水洗洋式トイレ、
ナースコール、押し入れ、バルコニー、テレビ用コンセント

※ 一部の個室（8室）及び夫婦室には浴室があります。他の部屋には浴室はございませんが、5階の共用浴室がご利用になれます。

(1) 共用部分

名称	室数	床面積	備考
談話室	1室	24.68㎡	談話・娯楽・集会室
食堂	1室	59.46㎡	
浴室	1室	26.75㎡	
介護職員室	1室	23.05㎡	相談室兼用
便所	1室	6.11㎡	
洗濯室	1室	9.01㎡	

※ エレベーター設備有り。施設内は（居室においても）全館禁煙となっております。

5. 職員の配置状況

施設には以下の職種の職員を配置しています。

職種及び員数	職員の勤務体制	職務内容
施設長（管理者）：1名 （特別養護老人ホームと兼務）	常勤	当法人理事長の命を受け、施設の業務を統括するとともに、施設の管理運営に当たる。
生活相談員：1名	常勤	入所者の生活向上のための相談・助言その他援助に当たる。
介護職員：1名	常勤	入居者の日常生活の援助・相談等に関する業務に当たる。
”：1名	非常勤	”
栄養士：1名	常勤	給食献立及び給食業務に当たる。
調理員：1名	常勤	給食業務に当たる。
事務職員：1名	常勤	施設長の指示のもと、施設の運営管理に関する事務に従事する。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービス

(ア) 食事の提供

- ①栄養士の献立による健康に配慮した食事を1日3食提供します。
- ②特に医師の指示がある場合には、その指示により特別の食事を提供します。
- ③食事時間は、概ね次のとおり
朝食 7:30～
昼食 11:30～
夕食 17:30～
- ④食事の場所は原則として食堂ですが、入居者が自分で運搬を行うか自分の管理のもとに運搬をし、かつ原則として自分で食器を返却する場合は、居室で食事をとってもかまいません。但し、一時的な疾病等により、食堂において食事することが困難な場合は、自室において食事することができるよう配慮いたします。
- ⑤毎週の予定メニューを前週末までに明示いたします。
- ⑥欠食する場合3日前までに届け出れば、各食単位で食費を減額いたします。
- ⑦栄養食事相談を受けた場合は、適切に対応いたします。

(イ) 入浴の準備

- ①共用浴室の入浴は隔日以上とし、定めた時間内に利用できるよう準備します。
- ②入浴時間は日曜を除く午後3時から午後8時まで、職員が1時間ごとに巡回します。

(ウ) 各種生活相談と助言

施設は入所者からの要望により常時各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介、手続き等を行います。また、入所者の生活が健康で明るく豊かなものになるように、入所者が自主的に趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合には協力いたします。

(エ) 健康保持

施設は入所者に対し、年1回健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し、健康の保持、疾病の予防に努めます。

(オ) 必要に応じ外部福祉サービスの手配

入所者が日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスが利用できるよう所要の措置をとります。
この場合の費用は入居者の負担となります。

(カ) 疾病、負傷等緊急時の対応

入所者の疾病等により緊急の対応が必要となった時は、救急車対応、医療機関や家族等に連絡援助を行います。

入所者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は昼夜を問わず、24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。

(2) 利用料金 (別紙料金表参照)

- (ア) 「入所者の収入に応じて愛媛県知事が定めた基準」に従い生活費・事務費を、国が定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づき管理費を、この他、水道料金、エアコン維持保全費、夏期冷房費(6～9月)冬期暖房費(11月から3月)を当月分として、また、自己負担合にて自室で使用する電気料金、居室風呂代(メーターにて検針)を前月分としてそれぞれ料金表に定める金額を毎月15日に支払っていただきます。
- (イ) 必要に応じゴキブリ駆除代等の負担もしていただきます。
- (ウ) 退居時における居室の原状回復費用としての預り保証金を入所時に徴収させていただきます。
- (エ) その他、個人にかかる費用については、その都度徴収させていただきます
- (オ) 利用料金は、愛媛県知事により改定される場合があります。
- (カ) 入所又は退所にともなって、1ヶ月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって精算します。

7. 入所者が守るべき事項

別紙「ケアハウス吹揚入所者心得」に守るべき事項を定めていますのでご協力ください。

8. 施設を退所していただく場合

入居者が次の各号の一に該当する場合は、退所していただくこととなります。

- (1) 不正または偽りの手段によって入所の承認を受けたとき
- (2) 正当な理由なく利用料等を2ヶ月以上支払わなかったとき
- (3) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけているとき
- (4) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき
- (5) 介護を必要とする状態であるにもかかわらず、それを受けることができなくなったとき
- (6) 前各号のほか、施設での生活が著しく不相当と認められる事由が生じたとき

9. 入院期間中の対応

入所者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、入所者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるように、入所者または家族と協議いたします。

10. 協力医療機関

医療を必要とする場合には入居者の希望により、次の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、次の医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、次の医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

【協力医療機関】

医療機関の名称	医療法人 滴水会 吉野病院
所在地	今治市末広町1丁目5-5
診療科	内科、循環器科、放射線科、リハビリテーション科

【協力歯科医療機関】

歯科医療機関の名称	広小路歯科医院
所在地	今治市共栄町1丁目3-6
診療科	歯科

11. 衛生管理等

入所者の使用する食器や飲用水については特に注意して衛生的管理に努めます。感染症や食中毒の予防やまん延防止の為、必要な対策を講じます。

12. 苦情の受付について

当施設では、社会福祉法第82条の規定により、ご利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えるため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることとしております。

- ①苦情受付担当者 生活相談員
- ②苦情解決責任者 施設長
- ③第三者委員 2名

【苦情受付機関】

当施設で解決できない苦情は次の機関に申し立てることができます。

運営適正化委員会（愛媛県社会福祉協議会内）
愛媛県国民健康保険団体連合会
今治市高齢介護課

13. 事故発生時の対応

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

賠償すべき事故が発生した場合にはその賠償責任を速やかに履行するものとします。

1 4. 非常災害対策

消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、入所者も参加した訓練を年2回以上実施いたします。

1 5. 施設内の禁止行為

入所者は、施設内で次の行為を禁止いたします。

- ①けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- ②指定した場所以外で火気を用いること。
- ③施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ④故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- ⑤入所者が居室または敷地内において、動物を飼育すること。但し、施設長の許可を得た場合は、小鳥、魚類等の小動物を飼育することができる。
- ⑥政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。

1 6. 第三者による評価の実施状況等

- ① 第三者評価の実施の有無：なし（検討中）
- ② 実施した直近の年月日：なし
- ③ 実施した評価機関の名称：なし
- ④ 評価結果の開示状況：なし

1 7. 身元引受人・連帯保証人

（身元引受人）

入所者は、契約時に契約者の残置物や利用料金の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として「身元引受人」を定めていただきます。

当施設は、「身元引受人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。又、引渡しに係る費用については、入居者又は身元引受人にご負担いただきます。

（連帯保証人）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる契約者の債務について、極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、入所者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、当施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

(説明日) 令和 年 月 日

軽費老人ホーム（ケアハウス）のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

軽費老人ホーム ケアハウス吹揚

説明者 職名：..... 氏名：..... (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、軽費老人ホーム（ケアハウス）のサービスの提供の開始に同意しました。

利用者 住所：.....

氏名：..... (印)

(身元引受人の場合)

身元引受人 住所：.....

氏名：..... (印)